

マイナ保険証での医療機関・薬局の受付方法

※下記画像は令和6年4月時点の情報です

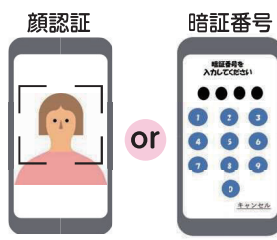
1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



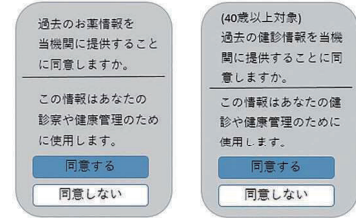
2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を
入力してください。



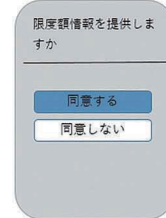
3 同意の確認①

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。



4 同意の確認②

限度額情報の利用について
確認してください。



利用に係る留意事項

次の場合は、マイナ保険証の利用ができないため、市区町村での手続きが必要となります。

- マイナンバーカードの有効期限が切れている(有効期限はカード取得から10回目の誕生日まで)
- 電子証明書の有効期限が切れている(有効期限はカード取得から5回目の誕生日まで)

また、一部の認証方法で利用ができない場合があります。

- 電子証明書がロックされている(暗証番号を3回連続で誤った場合)
- 顔認証がロックされている(顔認証を10回連続で失敗した場合)

あなたの最新の保険証情報を確認できます

※下記画像は令和6年4月時点の情報です

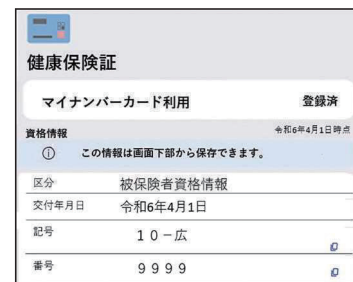
1 マイナポータルへ ログイン



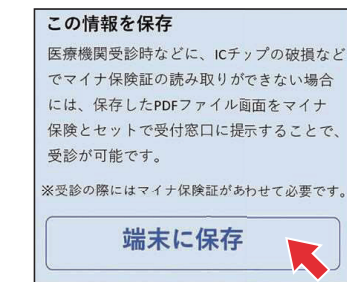
2 健康保険証をタップ 確認



3 資格情報を確認



4 必要な方は資格情報を 端末に保存(3の画面下部)



【お問い合わせ】

保険証・資格確認書等について

- ・神奈川県後期高齢者医療広域連合
☎045-440-6700(平日8:30~17:15)
- ・お住いの市区町村の後期高齢者医療担当窓口

マイナンバー制度について

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178(平日9:30~20:00)
(土日祝9:30~17:30)

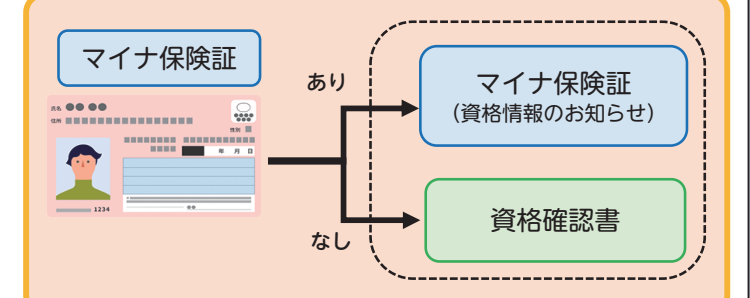
令和6年12月2日以降の後期高齢者医療制度について

令和7年7月31日までの受診方法



※令和6年12月2日までに交付された保険証は、内容に変更がない限り、令和7年7月31日まで使えます。

令和7年8月1日からの受診方法



◆**資格確認書**は、今までの保険証の代わりとなるものです。

当面の間、マイナ保険証をお持ちでない方、そのほか広域連合が必要と認めた方には、申請によらず交付します(令和7年7月31日までの間は、マイナ保険証をお持ちの有無に関わらず、住所や負担割合等に変更のあった方等に交付します)。



マイナ保険証での受診が困難な方は、2ページをご確認ください。

【例】第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要がある方など

資格情報のお知らせ(令和7年8月から交付予定)

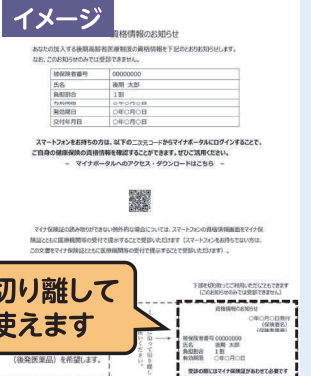
マイナ保険証をお持ちの方のうち次に該当された方へ、ご自身の被保険者資格(被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等)を簡単に把握することができ「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を送付します。

- ①新たに資格を取得する方
- ②資格情報が変更になった方(住所や負担割合が変わった場合など)
- ③紙の保険証が使えなくなった方(有効期限切れを含む)

※上記に該当していても、資格確認書が交付されている方へは交付しません。



マイナ保険証の利用ができない医療機関を受診される場合は、次のいずれかを提示してください



※「**資格情報の画面**」や「**資格情報のお知らせ**」のみでは
医療機関等を受診できません!

マイナ保険証での受診が困難な方

● 申請により資格確認書を交付します

マイナ保険証での受診が困難な方には、資格確認書を交付します。

同封の『資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書』を提出してください。

※マイナ保険証を使いたくないなどの理由で申請することはできません。その場合は、3ページの申請をご確認ください。

申請期限

令和7年5月30日（金）必着

上記の提出期限を過ぎる場合は、お住まいの後期高齢者医療担当窓口に提出してください

留意事項

- 紙の保険証または既に資格確認書をお持ちの期間は交付しません。令和7年8月以降にご使用いただく資格確認書は7月中に交付します。
- 神奈川県外へ転出する等、保険者が変更となる場合は、新たな保険者に再度申請する必要があります。

必要書類



- 資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書（本通知に同封）
- 代理人が申請する場合は委任状、または登記事項証明書等



返信用封筒に切手を貼ってご返送ください

次の項目（任意記載事項）を資格確認書に記載できます

希望する方は、申請書の任意記載事項欄に☑してください。

- ① 限度区分
- ② 特定疾病区分

※オンライン資格確認の仕組みにより窓口での本人同意で、支払い限度額までにすることができですが、医療機関で限度区分等の提示を求められた場合は、任意記載事項の申請をしてください。

※令和6年8月1日以降に各認定証の交付を受けていれば（資格確認書へ認定証情報を記載した方を含む）、申請によらず、限度区分を記載した資格確認書を送付します。

「減額認定証」「限度額認定証」が廃止されました

これまで、「区分Ⅰ・Ⅱ」または「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当されている方は、窓口ごとの支払いを自己負担限度額までとするために、各認定証を事前に申請し、保険証とともに医療機関に提示する必要がありましたが、必要な情報は資格確認書に記載が可能となりました。

※新規発行は令和6年12月1日で終了しています。すでに交付されているものは、内容に変更がない限り、有効期限まで使えます。

マイナ保険証の利用を希望されない方

● 申請によりマイナ保険証の利用登録を解除します

下記に記載のメリットをご確認いただいた上で、なおマイナ保険証の利用登録の解除を希望される場合は、申請により解除し、資格確認書を交付します。

申請にあたっては、ホームページから「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書」を印刷し、提出してください。



神奈川県
ホームページ

申請期限

令和7年5月30日（金）必着

上記の提出期限を過ぎる場合は、お住まいの後期高齢者医療担当窓口に提出してください

留意事項

- 紙の保険証または既に資格確認書をお持ちの期間は交付しません。令和7年8月以降にご使用いただく資格確認書は、7月中に交付します。
- 資格確認書の更新の際、当面の間は、申し出によらず資格確認書を交付しますが、国の方針によって取扱いが変更となる可能性があります。
- 解除まで通常1～2か月ほどかかります（広域連合に送付いただく場合は、さらに1～2か月）。それまでの間はマイナ保険証をご利用いただけます。

必要書類



- マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書
- 申請者の本人確認書類
- 代理人が申請する場合は委任状、または登記事項証明書等



返信用封筒に切手を貼ってご返送ください

マイナ保険証のメリットとは？

①データに基づく最適な医療が受けられる

- 医療保険への加入状況を"その場"で"正しく"確認できます。
- 過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、正確なデータに基づく最適な医療が受けられるようになります。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

②各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費の領収書を管理しなくても、マイナポータルで医療費通知情報を管理でき、e-Taxに連携することで、確定申告が簡単に行えます。
- 住所や負担割合などの変更があった場合も証の交換が不要です。